

2 歯及び口腔^{こうくう}の健康づくり

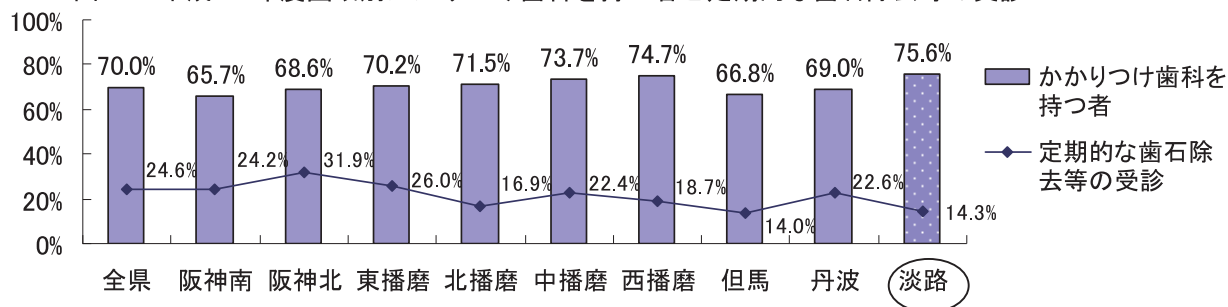
〈社会環境の整備〉

(1) 現状

圏域内でかかりつけ歯科医院を持つ者は75.6%と県下で最も高く、一方、定期的な歯石除去や歯面清掃の受診者は14.3%と低く、かかりつけ歯科医院での定期的な歯石除去や歯面清掃の受診が必要です(図14)。

また、昭和51年に淡路島内各市、洲本健康福祉事務所、3市歯科医師会とで組織した「淡路歯科保健協会」を中心に乳幼児へのむし歯予防対策事業に取り組み、その成果として近年では乳幼児期のむし歯罹患率の低下が見られます。今後は事業の評価と見直しを行い、生涯を通じた歯科保健対策が行えるよう取組の強化が必要です。

図14 平成23年度圏域別かかりつけ歯科を持つ者と定期的な歯石除去等の受診



資料:「平成23年度兵庫県健康づくり実態調査」

(2) 課題

- ① かかりつけ歯科医院での定期的な歯科健診受診者の増加
- ② 淡路歯科保健協会を中心とした生涯を通じた歯科保健対策の構築

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
かかりつけ歯科医師を持つ者の割合増加	75.6% (平成23年度県健康づくり実態調査)	84.0%

【主な推進施策】

かかりつけ歯科医院へ定期的な歯科健診を受診する者を増加させ、住民に正しい歯磨き方法や歯石除去、歯面清掃を受けることの必要性等を普及啓発します。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	・かかりつけ歯科医院への定期的な歯科健診の受診
関係団体等	〈地域の歯科医院〉 ・住民が定期的な歯科健診を受けやすい環境づくり 〈その他〉 ・住民へかかりつけ歯科への定期的な受診の重要性を普及啓発
市	・住民へかかりつけ歯科への定期的な受診の重要性を普及啓発
健康福祉事務所	・地域の歯科医院や市への支援

〈妊産婦期〉

(1) 現状

圏域内全市で希望者や母親学級に参加した妊婦に対して歯科健診やブラッシング指導を行っており、南あわじ市については参加者全員に健診・指導を実施しています。

表 8 淡路圏域各市における妊産婦への歯科保健対策の現状

	実施回数	実施内容	対象者	受診率
洲本市	年 6 回	歯科健診、歯周ポケット測定、指導	妊婦希望者	3.0%
南あわじ市	年 6 回	歯科健診 ブラッシング指導	母親学級に参加の妊婦	22.5%
淡路市	チケット制	指定の歯科医院で歯科健診	妊婦希望者	H24 年度より実施

資料：「平成 23 年度市町歯科保健対策実施状況」

(2) 課題

- ① 歯周疾患と早産低体重児出産の関係等について正しい知識の普及
- ② 妊婦歯科健診の受診者増加

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
妊婦歯科健診の受診率向上	13.1% (平成 23 年度圏域平均値)	20.0%

【主な推進施策】

妊婦歯科健診の受診率向上に向けて、各市の実施方法や周知方法の充実を図ります。

【各主体の役割】

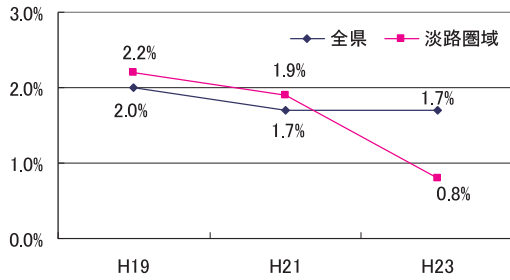
主体	主 な 役 割
県民	・市事業への参加及び指導内容の実践
関係団体等	〈歯科医師会〉 ・医科歯科連携の強化 〈その他〉 ・妊娠適齢期の女性へ歯周疾患や早産低体重児出産の関係について指導
産婦人科	・母親教室や妊婦健診の際に母親やその子どもへの口腔衛生指導の実施
市	・妊婦歯科健診の受診率向上に向けた取組
健康福祉事務所	・市事業の支援、産婦人科での歯科保健対策の推進

〈乳幼児期〉

(1) 現状

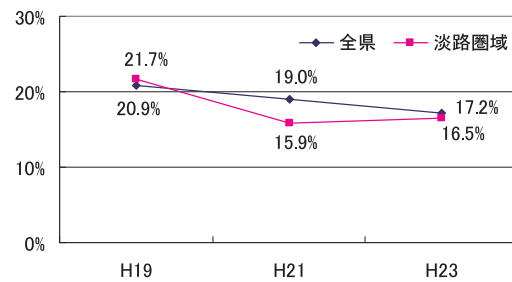
1歳6か月児のむし歯罹患率は減少傾向ですが(図15)、3歳児は平成23年度に増加しており(図16)、特に3歳~5歳にかけて急激なむし歯の増加がみられます(図17)。このため淡路歯科保健協会では保育所への健康教育を平成22、23年度ともに圏域内全保育所で実施しています。また、各市によるフッ化物塗布は(表9)のとおり実施しています。

図15 1歳6か月児のむし歯有病者率の推移



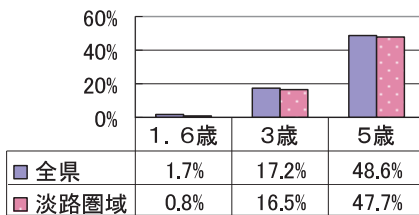
資料：「保育所幼稚園学校歯科健診結果調査」

図16 3歳児むし歯有病者率の推移



資料：「乳幼児期歯科健診結果調査」

図17 平成23年度学年別むし歯の状況



資料：「保育所幼稚園学校歯科健診結果調査」

表9 平成23年度淡路圏域各市フッ化物塗布の状況

	対象者	実施内容	受診率
洲本市	1.6・2・3歳	歯ブラシ ジェル法	93.6%
南あわじ市	2.9・3.3・5歳		74.3%
淡路市	2・2.6歳		96.6%

資料：「平成23年度市歯科保健対策実施状況調査」

(2) 課題

保育所における歯科保健対策の推進

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
3歳児のむし歯のない児の増加	83.5% (平成23年度乳幼児健診結果)	90.0%

【主な推進施策】

保育所でのフッ化物応用(フッ化物洗口等)を取り入れたむし歯予防を図るとともに、現行の健康教育を強化します。

【各主体の役割】

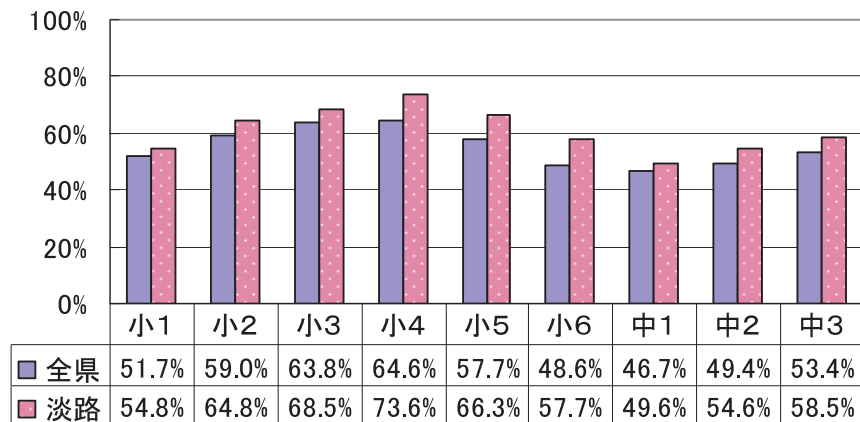
主体	主 な 役 割
県民	・ 市事業への参加および保育所の健康教育へ保護者の積極的な参加
関係団体等	〈淡路歯科保健協会〉 ・ 保育所でフッ化物応用(フッ化物洗口)を取り入れたむし歯予防の実施
保育所・幼稚園	・ 昼食後の歯磨きの徹底
市	・ 事業の実施と評価
健康福祉事務所	・ 市事業の支援、フッ化物応用(フッ化物洗口等)を取り入れたむし歯予防の推進 等

〈学齢期〉

(1) 現状

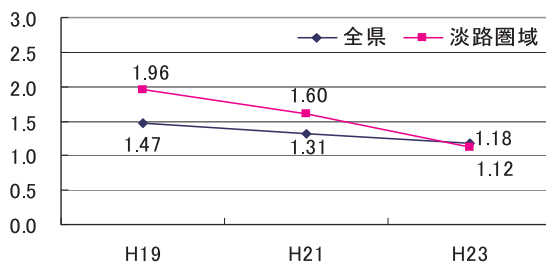
むし歯については5歳児までは全県と比較してむし歯有病者率が低いにもかかわらず、小学1年生からはどの学年でも高い状況で、小学校中高学年では全県と比較して約10%以上高く(図18)、中学1年生の一人平均むし歯数は約1.12歯と減少傾向にあります(図19)。思春期性の歯肉炎は学年が上がるにつれて増加傾向にあります。学校での歯科健康教育の実施は(表10)のとおりです。

図18 平成23年度 学年別むし歯有病者の状況



資料：「学校等における歯科検診結果調」

図19 12歳児の一人平均むし歯数の推移



資料：「学校等における歯科検診結果調」

表10 平成22年度学校での健康教育の実施状況

		実施数	実施率
洲本市	小学校	9校	69.2%
	中学校	3校	60.0%
南あわじ市	小学校	6校	35.2%
	中学校	1校	14.3%
淡路市	小学校	15校	78.9%
	中学校	3校	60.0%

資料：「圏域調査」

(2) 課題

学校歯科検診後の健康教育の徹底及び歯周疾患の正しい知識の普及

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
歯科専門職による学校歯科検診後の健康教育を行う学校の増加	小 61.2%(30 校) 中 38.8%(7 校) (平成 22 年度圏域調査)	80.0%

【主な推進施策】

学校歯科検診後の健康教育や指導の徹底を図るため、健康教育や指導を行いやすい環境の整備に取り組むとともに、昼食後の歯磨きに取り組む学校の増加を図ります。

【各主体の役割】

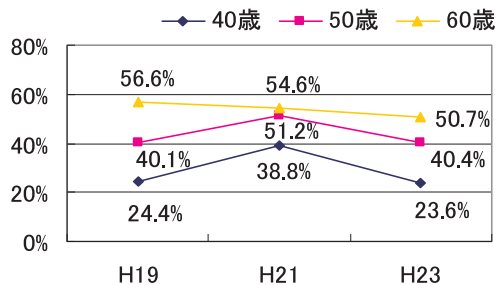
主体	主 な 役 割
県民	・ 昼食後の歯磨きの実施
関係団体等	〈歯科医師会・歯科衛生士会〉 ・ 学校歯科検診後の健康教育の徹底
学校	・ 昼食後の歯磨きを実施しやすい環境の整備
教育委員会	・ 学校での歯科保健対策の推進
健康福祉事務所	・ 学校歯科医が検診後に健康教育を実施するための支援

〈成人期〉

(1) 現状

進行した歯周疾患を有する者は加齢とともに増加しており、60歳では受診者の約半数が進行した歯周疾患を有しています(図20)。歯科健診を実施している事業所も現在のところはなく、各市実施の歯周疾患検診の実施状況は(表11)のとおり低調です。

図20 進行した歯周疾患を有する者



資料：「歯周疾患検診等結果調」

表11 各市歯周疾患検診の実施状況

	実施方法	対象者	受診者
洲本市	集団 特定健診と併催	40、50、 60、70歳	626/1,966(人) 歯周検診/特定健診
南あわじ市	集団 町ぐるみ健診と併催	19歳以上	1,145/6,354(人) 歯周検診/町ぐるみ
淡路市	集団 町ぐるみ健診と併催	19歳以上	296/5,877(人) 歯周検診/町ぐるみ

資料：「平成22年度圏域調査」

(2) 課題

歯周疾患検診の受診者増加と事業所での歯科保健対策の推進

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
歯科健診を実施する事業所の増加	0事業所 (平成24年8月末現在)	6事業所

【主な推進施策】

事業所での歯科保健対策を進めます。

【各主体の役割】

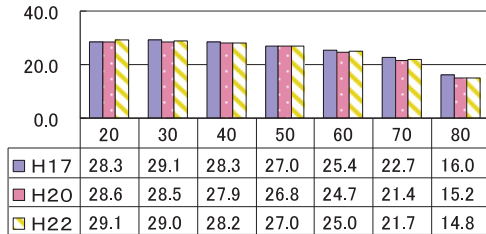
主体	主 な 役 割
県民	・昼食後の歯磨きの実施、定期的な歯科健診及び歯石除去や歯面清掃の受診
関係団体等	〈歯科医師会・歯科衛生士会〉 ・市事業への協力、県民が定期的な歯科健診を受けやすい環境づくり
事業者	・事業所での歯科保健対策の充実、職員が昼食後の歯磨きを行いやすい環境づくり
市	・歯周疾患検診の受診率増加に向けた取組の強化
健康福祉事務所	・事業所での歯科保健対策の推進、事業所歯科健診の有効性の確認

〈高齢期〉

(1) 現状

歯周疾患検診の結果をみると一人当たり現在歯数は加齢とともに減少し、80歳では平成17年から減少傾向にあります(図21)。当圏域では高齢者の口腔機能向上を目的とした「かみかみ百歳体操」を「いきいき百歳体操」と合わせて実施しています(表12)。

図21 一人あたり現在歯数の推移 H17～H22年



資料：「歯周疾患検診等結果調」

表12 かみかみ百歳体操実施状況

	実施箇所数
洲本市	8箇所
南あわじ市	0箇所
淡路市	5箇所

資料：「平成24年度圏域調査」

(2) 課題

歯の喪失防止と摂食嚥下障害の正しい知識やかみかみ百歳体操の普及

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
かみかみ百歳体操の普及	13箇所 (平成24年8月末現在)	50箇所

【主な推進施策】

かみかみ百歳体操の普及を進めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・成人期からの歯の喪失予防への取組、口腔機能の維持
関係団体等	〈歯科医師会・歯科衛生士会〉 ・歯の喪失による全身への健康影響の普及
市	・市事業の強化及びかみかみ百歳体操の普及
健康福祉事務所	・かみかみ百歳体操の普及のための支援

〈特に配慮を要する方〉

(1) 現状

淡路圏域では、障害者(児)の急性期の治療は県立淡路病院で行っているものの、障害者(児)に特化した歯科診療施設（口腔保健センター等）がなく、自宅や施設の近隣で安心してブラッシング指導等を受けることのできる歯科医院が必要です。このため現在、県立淡路病院と一般開業歯科医院での病診連携システムの構築に取り組んでおり、淡路歯科保健協会でも障害者(児)施設での歯磨き指導を実施し、施設での歯科保健対策の向上と歯科健診の必要性を普及啓発しています。

摂食・嚥下障害対策として、平成15年に「淡路圏域摂食・嚥下障害対策協議会」を設置し、フォーラム・研修会の実施や医療機関等への調査を行いました。施設間で摂食・嚥下対策への取組や口腔のケアの実施状況に差があること、地域の中に相談できる体制がない等多くの課題がありました。淡路市では特に高齢者施設と協力歯科医を繋ぐ「介護予防口腔機能向上連絡会」を組織し、口腔のケア対策への取組を強化しています。また、洲本健康福祉事務所では専門的歯科保健対策事業として、難病患者や障害者(児)への訪問歯科指導や施設での歯科相談事業を実施しています。

(2) 課題

障害者： 施設や在宅での歯科保健対策を行うとともに、施設の協力歯科医師を増やし、障害者(児)が歯科診療を受けやすいシステムの構築
高齢者： 高齢者施設や在宅での摂食嚥下障害対策の向上及び効果的な口腔のケアを実施する施設の増加

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
障害者(児)入所施設での歯科健診実施率の向上	66.7% (平成24年度県健康増進課調べ)	100%

【主な推進施策】

施設や在宅での歯科保健対策を向上させ、施設のかかりつけ歯科医師の増加を図るとともに、障害者(児)が歯科診療を受けやすいシステムの構築を進めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 幼児期からかかりつけの歯科医院を持ち、歯科疾患を予防
関係団体等	〈地域の歯科医院〉 ・ 病診連携システムへの協力と施設のかかりつけ歯科医師の取組強化
市	・ 病診療所システム構築への協力
健康福祉事務所	・ 病診療所システムの構築を行うとともに施設における歯科保健対策の取組の支援

3 こころの健康づくり

〈妊産婦期〉

(1) 現状

女性にとって妊娠・出産は、これまでに経験のない新たな、しかも生涯にわたって続く母親という役割を持つこととなります。仕事を持つ女性が多い時代となり、生活の変化に伴う精神的ストレスは大変大きいものとなります。また、周産期は女性自身にとって、それまでの生育史が再現される重要な時期であり、役割変化をできるだけ好ましい状態であるよう支援する必要があるため、母子健康手帳交付時の面接を重視しています。

(2) 課題

妊産婦のこころの健康問題について、各市母子保健事業の実施や関係機関の連携により、支援の必要な対象者を早期に発見、支援できる体制の充実

(3) 推進方策

【目標】

目 標	現状値	目標値 (平成 29 年度)
妊産婦のうつチェックを実施する市の増加	2 市 (66.6%) (平成 24 年度)	3 市 (100%)

【主な推進施策】

① 地域・医療機関の連携促進

妊産婦のこころの健康は子どもの養育環境に大きく影響を及ぼします。妊産婦のこころの問題を早期に発見しフォローするには、地域・医療が一体となった支援体制が必要です。このため「養育支援ネット」の推進とともに、妊娠期の支援についても地域、医療機関（産科、小児科、精神科、小児精神科等）との連携を強化し推進していきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	〈医療機関〉 ・地域への情報提供、協力体制づくり 〈保健・医療・福祉・職域・教育等関係機関〉 ・地域・医療が一体となった支援体制の構築の推進（養育支援ネット推進検討会への参加等）
事業者	—
市	・地域・医療が一体となった支援体制の構築の推進（養育支援ネット推進検討会への参加等）

健康福祉事務所	・地域・医療が一体となった支援体制の構築の推進（養育支援ネット推進検討会への参加等）
---------	--

② エジンバラ式産後うつ病質問票等の活用促進

産婦は、ホルモンバランスや環境、身体等の変化により、精神的に不安定になりやすい状態にあり、産婦の約 10%が産後うつを呈しているとも言われています。母親が精神疾患を持つ場合、養育不良と育児の孤立化を招きやすくなります。産後うつの早期発見についてエジンバラ式産後うつ病質問票等を活用し、家族の養育力を支援します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・母子保健事業への参加
関係団体等	〈医療機関〉 ・エジンバラ式産後うつ病質問票等の活用 ・産後うつ病を呈した者への医療の実施 ・母子保健事業実施への協力
事業者	・母子保健事業実施への協力
市	・エジンバラ式産後うつ病質問票等の活用 ・母子保健事業の実施
健康福祉事務所	・母子保健事業実施への支援、研修

〈乳幼児期〉

(1) 現状

3市の次世代育成支援行動計画（後期 平成 22 年 3 月）の子育てアンケート結果をみると「子育てに関する不安感等」は、就学前児童、就学児童ともに「なんとなく不安や負担を感じる」が4割以上あり、「非常に感じる」を含めると5割以上を占めています。「子育てに関する相談相手」は「配偶者・パートナー」と「その他の親族」が主となっています。一方、就学前の保育サービスの利用は家族類型別とは関係なく7～8割を占めており、子育て情報もそれらから得ていることが多い状況です。

特に子育て困難感を抱きやすい特性のある子どもに対し、母子関係を中心としながら子どもと親の人間関係構築の場・機会を早期に意識して確保していくことで、子どもと親自身の成長を図り、地域社会で生きていく力を育むことが求められています。

(2) 課題

母子保健事業の実施や関係機関の連携により、子育て支援の必要な対象者を早期に発見、支援できる体制の充実

(3) 推進方策

【目標】

目 標	現状値	目標値 (平成29年度)
5歳児発達相談を実施する市の増加	1市 (平成24年度)	3市 (100%)

【主な推進施策】

① 育児不安の軽減や孤立化しないための支援の推進

社会とのつながりを求める養育者の孤立感の解消を図るため、各市において母子保健事業等を活用した支援をはじめ、乳児とともに参加できるセミナーの開催や、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場づくりを進めるほか、まちの子育てひろばをはじめとした地域ぐるみの子育て支援活動を促進します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・仲間づくりや情報交換ができる場への参加 ・育児不安等に関する相談 等
関係団体等	・相談・支援体制への協力 〈医療機関〉 ・養育支援ネット等を活用した養育支援が必要な乳幼児に関する確実な連絡、引き継ぎの強化 〈まちの子育てひろば〉 ・仲間づくりや情報交換ができる場の確保・協力 等
事業者	・相談・支援体制への協力 ・仲間づくりや情報交換ができる場の確保・協力 等
市	・母子保健事業における支援対象の把握、支援の推進 (こんにちは赤ちゃん事業 等) ・仲間づくりや情報交換ができる場づくりの推進
健康福祉事務所	・相談・支援体制の充実に向けた協力、支援 ・仲間づくりや情報交換ができる場づくりの推進 等

② 発達障害児支援体制の整備・拡充

発達障害児が自己効力感を失わずに生活し、就学期へスムーズに移行していくためには、生活能力の獲得、保育・生活環境の整備が重要であり、そのためにはできるだけ早期の療育支援が望まれます。

対象児と保護者への早期支援を推進していくために、5歳児発達相談事業の実施、発達障害児支援体制の整備・拡充等に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 発達障害に関する正しい知識の習得
関係団体等	〈医療機関・療育施設等〉 ・ 発達障害児に対する医療、療育の実施 ・ 発達障害児支援体制の整備・拡充への協力
事業者	—
市	・ 乳幼児健診事業、5歳児発達相談事業の実施
健康福祉事務所	・ 市の乳幼児健診事業、5歳児発達相談事業の普及と発達障害児支援体制の充実

〈学齢期（思春期）〉

(1) 現状

洲本健康福祉事務所の「こころのケア相談」（平成23年度）における思春期精神保健相談は4件、電話相談は7件です。

平成23年度、淡路圏域では、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談は延65件(実65件)で、相談先は警察49.2%、市役所30.8%、県女性センター等9.2%となっています。児童虐待相談は延307件(実130件)あり、警察6.9%、市役所61.5%、中央こども家庭センター洲本分室26.2%となっており、相談は年々増加しています。

淡路圏域の小中学校におけるひきこもりの相談は平成23年度で約100件あります。(小学校 県0.23% 国0.32%、中学校 県2.60% 国2.74%) 淡路教育事務所での「教育相談」や「ひょうごっ子悩み相談センター」の利用者は保護者の匿名相談が多く、不登校となった中学生等は各市青少年センターでの適応教室を利用する現状にあります。背景には、家庭機能の問題としてDV、虐待、他にいじめが多くなっています。スクールカウンセラーは、淡路圏域の全中学校17校、小学校4校に配置されており、子ども自身や保護者、教諭から様々な相談が入っていますが、学校・福祉・医療・保健等との連携が必要となる問題が増えてきています。

(2) 課題

学校・保護者・地域が連携した対応ができるよう、情報提供機能と連携の充実

(3) 推進方策

子どもの成長と安心できる環境づくりについて、学校・学校保健委員会と連携しながら、支援のあり方の検討とともに親としての役割が意識化される支援を行っていきます。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
学校と共同した性教育(思春期ピアカウンセリング、虐待やデートDV含む)に取り組む市の増加	1市 (平成23年度)	3市
要保護児童対策地域協議会実務者会議において教諭と連携する回数の増加	7回 (平成23年度)	9回

【主な推進施策】

① 学校における人権の視点で捉えた性教育等の普及啓発

児童虐待防止をめざすためには、デートDVを含めた男女間での暴力的な関係は望ましくないということや、望まれて子どもは生まれ、安心して安全な生活で育てられるという子どもに人権があることを、児童・生徒に教育する機会を設けます。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	・児童虐待やDVについての関心の高揚と相談利用
関係団体等	〈教育機関等〉 ・児童虐待やDV、いじめ、暴力の問題を人権的な視点で捉えた普及啓発
事業者	—
市	・学校と協働する思春期ピアカウンセリング事業の実施 ・要保護児童対策地域協議会実務者会議において、児童虐待やDVについて支援方針の共有と予防的な視点の強化 ・教育機関やこども家庭センターとの連携による相談機能の充実
健康福祉事務所	・学校への人権教育の視点で性教育の実施 ・市が行う思春期ピアカウンセリング事業への支援 ・市が行う児童虐待やDVの相談の支援と機能強化 ・教育機関やこども家庭センターと連携による相談機能の充実

② 教諭、スクールカウンセラー等との連携

要保護児童対策地域協議会、実務者会議における多問題家庭や不登校等の児童生徒の問題行動に対応するため、児童と保護者のこころの相談にあたりるとともに、教職員、スクールカウンセラー、キャンパスカウンセラーと支援方針の共有化を図り支援の連携を促進します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 専門職への相談の実施
関係団体等	〈教育機関〉 ・ 要保護児童対策地域協議会実務者会議において、児童虐待やDVについてこどもの成長を守り支援する方策の具現化
事業者	—
市	・ 要保護児童対策地域協議会実務者会議において、保健部門・児童福祉部門と学校教育部門が事例の問題を共通認識し連携した支援強化
健康福祉事務所	・ 要保護児童対策地域協議会実務者会議において、保健部門・児童福祉部門と学校教育部門が事例の問題を共有し、課題を明確化し具体的な方策がとれる支援

〈成人期〉

(1) 現状

〔悩みやストレスの状況〕

平成16年度県民の健康づくり意識調査・平成23年度兵庫県健康づくり実態調査によると、日頃にストレスを感じたことのある人の割合は、平成16年度の70.8%から平成23年度には64.6%と減少傾向にあります。

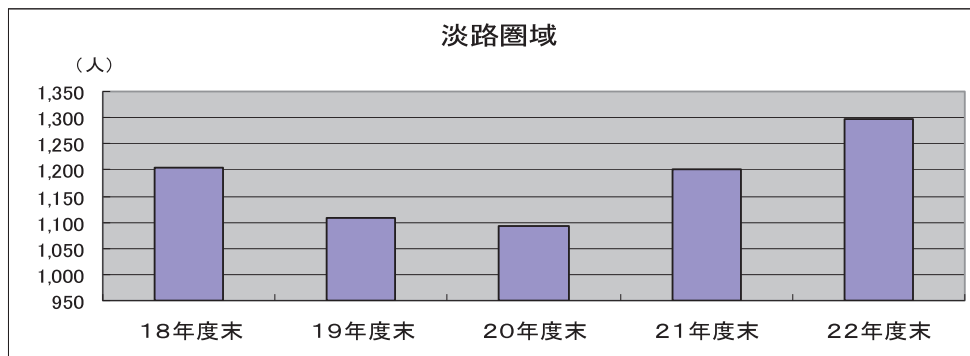
また、「睡眠が十分にとれていない」と答えた人の割合は、平成16年度の18.6%から平成23年度45.1%となっており、睡眠の確保のために睡眠補助品を使用する人の割合は平成16年度17.9%から平成23年度19.4%と増加しています。

失業を機会にストレスを感じている人への相談体制の充実を図るため洲本健康福祉事務所が洲本公共職業安定所と連携しておこなったストレスチェックでは、平成23年度1,530人中86人(5.6%)にうつ傾向がみられ、電話や面接で相談の対応した人は43人でした。

〔自立支援医療受給（通院医療費公費負担）者数の推移〕

精神疾患での自立支援医療受給者数は増加しており、うつ病等気分障害は平成23年度では全体の18.7%で統合失調症の49.2%に次いで多くなっています。

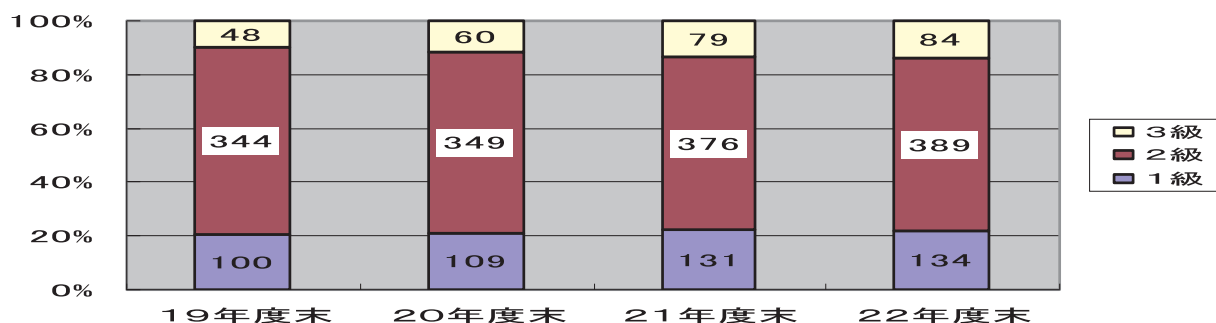
図22 自立支援医療受給者数の推移



〔精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移〕

精神障害者保健福祉手帳の所持者も対前年比で4～13%の割合で年々増加しています。

図23 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



〔自殺者数の状況〕

淡路圏域の自殺者数は、平成9年から平成10年にかけて増加し、その後もほぼ50人前後と高い水準が続いており、自殺率は、平成15年以外は県より平均高いのが現状です。

男女別では、男性は60～79歳、80歳以上が増加、女性は20～39歳、40～59歳が増加しています。

自殺の原因や動機を、警察庁資料から見ると平成22年の淡路圏域では、健康問題が20人と最も多く、4割を占めており、次いで、家庭問題、経済生活問題、勤務問題が同数です。

職業別では、無職が61%を占め、次いで被雇用・勤め人が23%です。無職の内訳では、年金・雇用保険等生活者25%、その他の無職者27%で、低所得者や収入がない人の割合が高い現状です。

同居人の有無では、同居ありが75%で県の65%より高くなっています。自殺未遂歴では、14%に未遂歴があります。

図 24 自殺率と自殺者数の推移

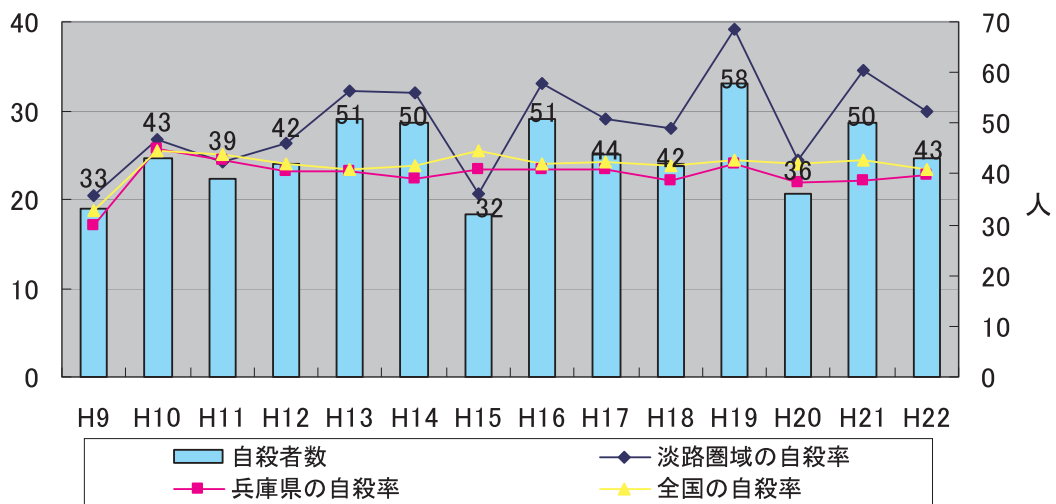
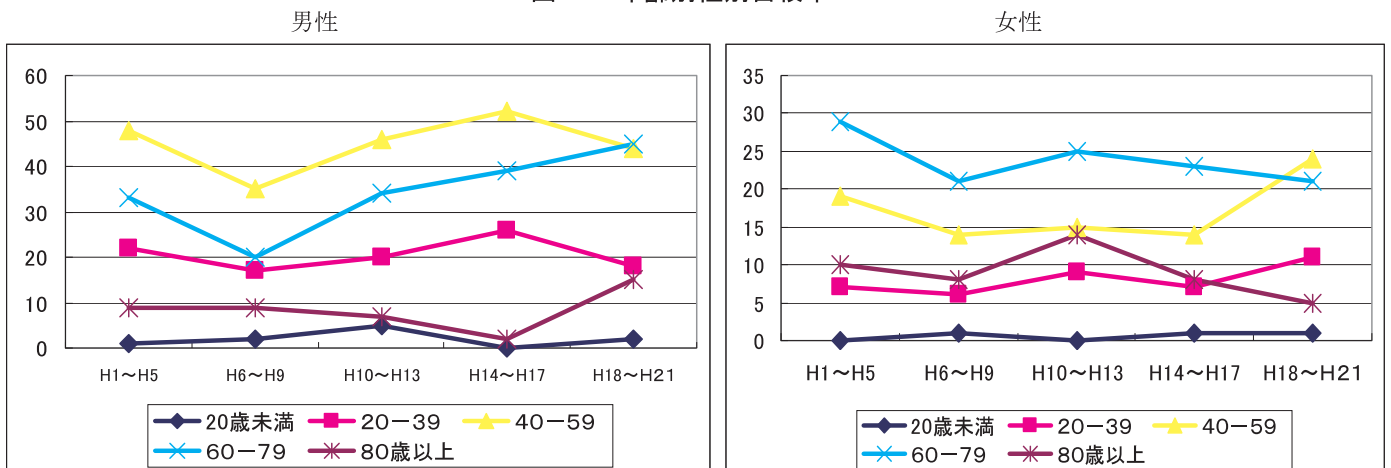


図 25 年齢別性別自殺率



資料：人口動態統計

(2) 課題

- ① 働き盛り世代の自殺予防について、地域保健、職域保健及び無職者に対する関係機関が連携した、普及啓発や相談体制の充実と支援者の資質向上
- ② 精神障害者やアルコール依存症者の地域生活を推進する相談支援体制の充実
- ③ 精神障害者等が本人の希望・状況に応じた生活スタイルを選択できるような、地域移行支援・地域定着支援の推進

(3) 推進方策

自殺を防止するためには、地域における気づき、見守り体制の充実や、うつ病の正しい理解・早期発見の促進、働き盛り層に対する対策の強化が重要です。

また、自殺のハイリスク者としての精神障害者やアルコール依存症者等に対して地域での生活を支援する体制の整備を推進していきます。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
ストレスを大いに感じる人の割合の減少	24.0% (平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	19.2% (2割減)
眠れないことが頻繁にある人の割合の減少	11.5% (平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	9.2% (2割減)
悩み・苦勞・ストレス・不満などがあつたとき、相談できない人(相談したいがためらう、相談先がわからない人)の割合の減少	16.1% (平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	13.2% (2割減)
多量に飲酒する人の減少(1日平均純アルコール60gを超えて飲む人の割合)	男性 4.3% 女性 0.0% (平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	男性 1.8%以下 女性 0.2%以下 (県の目標値)
自殺者数の減少	44人 (平成21~23年平均人口動態統計)	36人以下 (約2割減)

【主な推進施策】

① 健診や各種相談時における、うつチェックやメンタルケアの実施、普及・啓発

自殺率の高い働き盛り世代について、職域を中心としたうつ病の予防及び早期支援体制の整備を進めます。

こころの健康づくりに関しては、特定健診や定期健康診断の機会、無職者に対しては、ハローワークと連携したうつチェックやメンタルケアの実施と普及啓発に取り組んでいきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・うつ・ストレスチェックによるストレス状況の把握 ・メンタルケアの活用 ・適正な飲酒に対する理解
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診、定期健康診断、ハローワークの雇用保険初回講習や多重債務等の相談の機会を利用したうつチェック・メンタルケアの実施、フォローアップ、普及啓発 ・アルコール相談窓口の設置
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診や定期健康診断の機会を利用したうつチェック・メンタルケアの実施、フォローアップ、普及啓発
市	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診や定期健康診断の機会を利用したうつチェック・メンタルケアの実施、フォローアップ ・うつ、アルコール等メンタルヘルスに関する普及啓発、相談の充実
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断やハローワークの雇用保険初回講習の機会を利用したうつチェック・メンタルケアの実施促進、普及啓発 ・酒害相談の充実 等

② 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

職場等においては、過度のストレス状態にある対象者の早期発見や、ストレスに対する個人の対処能力を高める取組、専門職種の活用等、メンタルヘルス対策のさらなる推進を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・職場等におけるストレス対処行動の習得
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策の推進への協力 〈労働基準局、労働基準協会、商工会等〉

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・過度のストレス状態にある対象者の早期発見、個人のストレス対処能力を高める取組の実施 ・メンタルヘルスに関するフォロー体制の整備 等
市	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策の推進
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策の推進

③ 地域における自殺ハイリスク者の支援体制の充実

精神障害者やアルコール依存症者の地域での生活を支援していくため、相談機関や相談機能を充実させるとともに地域との結びつきの再確認の機会を多くつくることにより、地域での孤立を防ぎます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活に関する取組の理解と早期の相談
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り・緊急時対応等のバックアップ 〈医療機関〉 ・治療と相談、地域の関係機関との連携 ・入院生活から地域生活へのシフトがスムーズにできる支援の充実 〈断酒会・AA、ピアサポーター、家族会〉 ・当事者、家族による相談、関係機関へのつなぎ 〈民生委員等〉 ・地域での身近な相談役と関係機関へのつなぎ
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所の相談機能の充実、質の向上 ・就労の場の提供 等
市	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者ニーズにあった相談支援、生活訓練、関係者調整等を一体的に実施できる体制整備 ・関係団体による相談の周知 ・相談支援事業所への支援 ・見守り・緊急時対応等のバックアップ体制整備
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の充実 ・関係団体との連携、相談の周知 ・当事者の能力が発揮できる就労の場の確保のためのバックアップ ・当事者支援のための体制整備支援 ・見守り・緊急時対応等のバックアップ体制整備 等

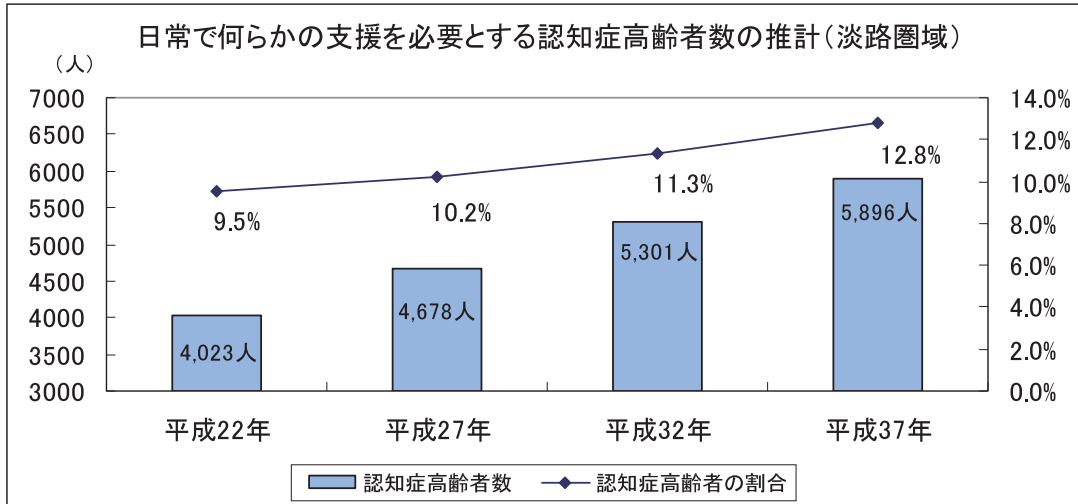
＜高齢者＞

(1) 現状

認知症高齢者数の推計

淡路圏域の認知症高齢者数は、平成22年に4,023人いた認知症高齢者が、平成37年には約1.5倍の5,896人になると予想しています。

図26



(2) 課題

- ① 認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、認知症の早期から医療・介護が連携した包括的支援体制の推進
- ② 閉じこもり等の孤立化を予防するための生きがい交流・気づき・見守りなどの支援体制づくり

(3) 推進方策

認知症者や家族の意志が尊重され地域で安心して暮らせるよう、認知症疾患医療センターが中心となった医療連携体制、地域包括支援センターを核とした適切なケアの連携体制等、医療と介護が連携した総合的な支援体制の整備を図ります。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
認知症家族・介護者の会の充実	家族・介護者の会の定例開催2市 (平成23年度)	3市での開催 島内での交流会
認知症状のある人もいきいき百歳体操の場に 参加する (いきいき百歳体操会場を増やす)	119箇所 (平成24年7月)	250箇所

【主な推進施策】

① 認知症高齢者を支えるネットワークの構築・医療体制の充実

認知症には早期発見・診断・治療が重要であることから、認知症疾患医療センターのほか、兵庫県認知症対応医療機関等の登録・周知を図っていく等、認知症高齢者を支える医療体制の強化に取り組みます。加えて、専門医とかかりつけ医、介護分野の連携を進めることで、継続的・包括的に一貫した認知症ケアを行っていくための体制の充実を図ります。

また、かかりつけ医の認知症患者への対応力の向上や、ケアスタッフのサービスの質の向上を目指すため、事例検討会や研修会を実施し、本人家族を支援します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	〈医療機関等〉 <ul style="list-style-type: none">・ 認知症対応医療機関等への登録・ かかりつけ医の認知症対応力の向上・ 専門医とかかりつけ医、介護分野の連携促進、研修会や事例検討会の開催・ 認知症家族・介護者の会育成支援
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 認知症高齢者を支えるネットワークの構築協力・ 事例検討会や研修会の開催・ 認知症家族・介護者の会育成支援
市町	<ul style="list-style-type: none">・ 認知症高齢者を支えるネットワークの構築促進、研修会や事例検討会の開催・ 認知症家族・介護者の会育成支援
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none">・ 認知症疾患医療センターのほか、兵庫県認知症対応医療機関等の登録・周知・ 認知症家族・介護者の会育成支援

② 相談支援の充実とケアの質の向上

地域包括支援センターを核として、ケアマネジャーや相談事業所・施設等の相談スタッフが適切なアセスメントを行い、質の良いサービス提供や対応ができるよう、関係者のネットワーク会議や事例検討、研修を行っていきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	・ 認知症・高齢者相談の充実
事業者	・ 認知症・高齢者に対するケアの質の向上
市町	・ 認知症・高齢者の相談の充実 ・ ケアスタッフの研修
健康福祉事務所	・ 認知症・高齢者相談の充実 ・ ケアスタッフの研修

③ 認知症者を抱える家族・介護者の会の育成、認知症見守り人材の養成促進、普及・啓発

当事者同志が相互に支援する家族・介護者の会を育成し、心身の負担の軽減、認知症ケアのスキルアップ等を図りながら支援を推進します。

また、地域住民の認知症に関する理解の普及啓発を進め、認知症予防や認知症支援に積極的に参加できるような地域づくりを進めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 認知症に関する正しい知識の習得 ・ 認知症サポーター等への登録、活動
関係団体等	・ 認知症の家族の会の育成支援 ・ 認知症見守り人材の養成への協力 ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発
事業者	・ 認知症の家族の会の育成支援 ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発への協力
市町	・ 認知症の家族の会の育成支援 ・ 認知症見守り人材の養成 ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発
健康福祉事務所	・ 認知症の家族の会の育成支援 ・ 認知症見守り人材の養成支援 ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発

④ 高齢者を支える地域づくり

高齢者が共に支え合いながら、住み慣れた地域で暮らせるよう、筋力や体力の向上や維持を図りながら、近隣者と繋がる場としていきいき百歳体操の実施箇所を増やしていきます。また、認知症状のある人や虚弱の人たちを元気な高齢者が参加を誘ったり、サポートしながら地域で支え合える居場所づくりを進めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 地域で誘い合っ <i>て</i> いきいき百歳体操への積極的な参加
関係団体等	〈老人クラブ、自治会等〉 ・ いきいき百歳体操の実践活動 ・ いきいき百歳体操の普及啓発
事業者	・ 地域団体や住民が行う活動への協力
市町	・ いきいき百歳体操の説明、地域展開の協力支援
健康福祉事務所	・ 市が行ういきいき百歳体操地域での推進に対しての協力支援

⑤ 若年性認知症の理解・普及啓発

若年性認知症については、県民に対する普及啓発など、早期発見・早期受診に向けた取組を行っていくとともに、就労・雇用サポート等も含めた総合的な対策を推進していきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 若年性認知症に関する正しい知識の習得 等
関係団体等	〈医療機関等〉 ・ 早期診断体制の整備 ・ かかりつけ医等の若年性認知症に関する知識の向上 ・ 若年性認知症に関する相談実施 等
事業者	・ 若年性認知症に罹患した雇用者の雇用継続体制の整備（職場環境の整備等） ・ 産業医との連携による早期支援体制づくり 等
市町	・ 若年性認知症に対する相談・支援体制の整備 ・ 若年性認知症に関する正しい知識の普及啓発 等
健康福祉事務所	・ 若年性認知症に対する相談・支援体制の整備 ・ 若年性認知症に関する正しい知識の普及啓発 等